平成３０年（フ）第１３１７号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目25番29号
債務者　今西　ノリ
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３９号
沖縄県うるま市喜仲２丁目８番５号　当間アパート１－２
債務者　照屋　　諒
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第９６号
栃木県栃木市入舟町８番24号、前住所栃木県鹿沼市久野893番地13
債務者　野田　幸男
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６０７号
静岡市清水区蒲原中311番地の７、旧住所静岡市清水区由比456番地の104
債務者　小杉　隆男
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０８号
静岡市清水区蒲原中311番地の７、旧住所静岡市清水区由比456番地の104
債務者　小杉　里美
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２１５８号
東京都葛飾区青戸８丁目23－６　ゆうとぴあ７　102
債務者　森田　憲央
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２１２号
東京都世田谷区玉川台１丁目15－21－602
債務者　和田　俊宏
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２１４号
東京都練馬区春日町４丁目32－10－201
債務者　松岡賢太朗
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２１５号
東京都大田区大森中１丁目17－28　スカイコート大森第Ⅳ　1104
債務者　藤田　正三
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２１６号
東京都杉並区和田１丁目41－23　松栄荘
債務者　竹本　善和
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２１７号
東京都江戸川区一之江７丁目31－４－303
債務者　中川　　麗（旧姓大谷・稲見）
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３８号
東京都調布市多摩川５丁目18番地３ジードルンク多摩川202
債務者　松原　桃子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２２号
徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇紫衣池29番地17
破産者　馬場上正吾
1　決定年月日　平成30年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第２７４号
石川県野々市市矢作１丁目185番地１
破産者　シグナルヒル，マンディーネこと　松藏　卓也
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７０号
佐賀県唐津市肥前町星賀乙971番地７
破産者　渡辺　　和
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３５９号
大分県別府市大字鶴見1970番地の１　市営古賀の口住宅Ａ棟６号
破産者　大川こと　川邊　浩治
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係